
平成 29 年 03 月第 335 回定例会（第 09 日 03 月 22 日）

公明党・県民会議議員団を代表いたしまして、維新の会兵庫県議会議員団から提出されました議員提出第 11 号議案、議員報酬の 3 割削減を内容とする「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」に対し、反対の立場から討論を行います。

議員報酬については、20 年度から行革分の特例措置として 10%の減額を毎年議会の議決により決定し、措置を講じてまいりました。その根拠としては、本県と同様に厳しい財政状況にある府県の減額状況を考慮して 10%と決定したものであります。

また、25 年度からは、特別職報酬等審議会の答申に基づき条例本則額からの約 5%の恒久的な削減とした上で、約 5%の特例減額措置と合わせて 10%の減額措置を継続しているところであります。

この結果、20 年度から 28 年度の議員報酬減額による効果額は、条例本則額の減額分を含め約 8 億 8,000 万円に上ります。

維新の会の主張は、行革分として減額し、それによって捻出した額を財源として、県の施策に活用するというものであります。

しかし、県財政の収支バランスが改善してきたことから、知事などの特別職報酬や県職員の給与の削減幅を段階的に縮小している中であっても、我々議員が 10%の削減を継続している現状を鑑みた場合、行革終了までは現行の削減を維持すべきであると考えます。

残り 2 ヶ年になって 3 割削減しないといけないという明確な理由がない主張自体が単にパフォーマンスを狙ったものであり、この条例案を他党に否決させることによって、同党の宣揚を図ることを目的とした党利党略であることは明白であります。

補足的に申し上げるならば、議員報酬の額は、議会が勝手に決めるのではなく、適正な報酬額を正確な根拠に基づいて公の場で結論を得ることが必要であります。

報酬条例の本則を改正するのであれば、従来どおり報酬審議会の答申に基づいて検討すべきであります。

以上のことから、今回の維新の会提出予定の条例案は、賛同できるものではありません。

我々、公明党・県民会議議員団は、今後も議会の活性化に努め、県民が安心して暮らせる兵庫の実現に向け、全力で取り組む決意を改めて表明しまして、維新の会から提出された議案に対する反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。